第26回浜田市農業委員会総会

1 日 時:令和5年3月24日(金)午前9時05分 ~ 午前10時40分

場 所:浜田市役所 4階 講堂 ABC

2 出席委員

【農業委員】(15名)

1番 原田義一 2番 三浦 寿紀 3番 佐々木京子 4番 柿元 信次 5番 川本 聖光 6番 野上 省三 8番 青葉 真 10番 宮崎 龍生 11番 玉田 一 13番 大崎 健太 14番 中田 善喜 15番 林 秀司 16番 佐々森義見 17番 渡辺 弘之 18番 奥迫 忠幸 【農地利用最適化推進委員】(15名) 1番 前田 正典 2番 徳田マスヱ 3番 永見 繁廣 5番 小川 明人 6番 領家 悟 8番 岡本 定文 9番 藤若 裕香 10番 橋本 安延 11番 串崎 美之 12番 小松原常雄 13番 渡邉 弘登 14番 近重 邦昭 16番 田村 邦麿 17番 岡田 勝 18番 大谷 数義

3 欠席委員

【農業委員】(4名)

7番 岡本 健治 9番 河﨑 健 12番 高橋 伸幸 19番 松山 純久

【農地利用最適化推進委員】(3名)

4番 小谷 保雄 14番 河野 恒弘 19番 長野 昭三

4 総会

(1) 会長挨拶

(2) 議 案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について(124件)

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(4件)

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件)

議第5号 転用統制外証明願について(非農地証明願) (2件)

(3) その他

令和5年度最適化活動の目標の設定等 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 浜田市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積に関する規程の廃止 令和5年度施政方針(抜粋)

令和5年3月24日

浜田市農業委員会 会長 原 田 義 一

5 総会出席職員

農業委員会事務局 : 官澤局長、岡本農地係長

それでは、ただいまから第26回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 暖かくなって参りまして、皆様方の作業等々で大変だろうと思います。 また、コロナにつきましても、2月も発生しておりますが、徐々に少なくなっておりまして、喜ばしいと思っております。

本日、欠席の農業委員は、4名です。また、推進委員の欠席は、3名です。

議事録署名者は4番 柿本委員、5番 川本委員、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事「議案」に入ります。

議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。

また、事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められております。

農用地利用集積計画(案)と利用集積一覧表をご覧ください。 農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は、124 件、313 筆、 463,504 ㎡で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。 公告期間は、「令和5年3月31日から令和5年4月13日までの14日間」、開始日を 「令和5年4月1日以降」としております。

事前質問は、ありませんでした。

議長

議第1号について、説明が終わりました。

皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

はいただいま、事務局の方から、利用集積の関係についての説明が終わりました。

何か皆さん方からご意見ご質問がございましたらお願いをいたします。 本日のこの総会の資料事前に、お送りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

委員質疑

なし

議長

無いようですので採決に入ります。

この集積計画につきましては、農業委員さん、推進員さん決議をお願いいたします。

「農用地利用集積計画について」、原案どおり、承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員

~ 挙手 全委員 ~

全員、挙手です。承認といたします。

議長

続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請は、1件です。 事務局から説明をお願いします。

事務局

農業の健全な発展に寄与することを目的する農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地法に基づく「農地の所有権移転や農地の転用」などについて審議をお願いいたします。

農地法第3条許可申請では、農地又は採草放牧地の権利移動の制限を定めてあります。

「農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。次第の2ページをご覧ください。

「21号」について説明します。

申請は、旭町市木の田畑、5 筆、5,044 ㎡で、無償の所有権移転です。 譲渡事由は、県外に在住、耕作困難。

譲受事由は、譲渡人である義姉から土地を譲り受けて農業を行う。

譲受人は広島に在住し、当該農地までは距離は50km余、1時間程度です。 いずれは帰郷予定で、当面は母親の看病も兼ね、兄妹や地域の方にも協力い ただきながら、耕作される予定です。農業機械等は所有しておられませんが、 当面集落等から借りる予定です。

現地確認等により、農地法第3条第2項に該当しない農地(「許可に該当しない農地ではない」農地)で「取得後の下限面積要件、すべての農地を利用すること、労働力、地域との関係」をみて、「問題がない」と判断させていただきました。

事前質問は、ありませんでした。以上です。ご審議よろしくお願いします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「21 号」につきまして、「8番 青葉 もしくは岡本委員」お願いします。

8番 青葉委員

佐々木さんの水田ですが、今回、所有権移転される以前より弟さんが管理を しておられましたので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。

委員質疑

委員質疑なし

議長

無いようですので、採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙 手をお願いします。 委員

~ 举手、全委員 ~

議長

挙手、全員です。承認といたします。

議長

続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請は、4件です。 事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めてあります。

「農地の所有者など権利を有する者自らが、農地を農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用を行う際」、制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。

「20.21号」について説明します。

申請は、「三隅町向野田の畑、8 筆、2,737 ㎡」と「三隅町向野田の畑、4 筆、1,432 ㎡」です。

申請地は、農用地区域除外の承認済、都市計画区域内の用途指定なし、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は「太陽光発電の設置」で、工事期間は許可日~令和5年7月31日 までの予定です。

なお、上申書等から転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当すると判断いたしました。

また、当該転用を目的とした農用地区域除外についても承認済です。

防草、被害対策、責任問題対処については、次第のとおり許可申請書等に記載されています。

雨水等は道路側溝へ排水、資金証明は金銭消費貸借契約書が添付されており、転用を完了することができる資金が調達されていると確認いたしました。

その他、詳細内容は、P5~7の「農地転用事業計画書」「平面図」「上申書」を ご覧ください。

「22号」について説明します。

申請は、「旭町丸原の畑、1筆、32 m²」です。

申請地は農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は「個人住宅」で、昭和 36~52 年不詳に所有者の父親(亡)が建築完了しているため、資金証明はありません。

責任問題対処等については、次第に許可申請書等の内容を記載しております。

「23号」について説明します。

申請は、金城町下来原の田、1 筆、156 ㎡で、転用目的は「駐車場」で、平成 10 年頃に所有者の父親(亡)が造成、顛末書が添付されており、資金証明はあり ません。

申請地は、農用地区域外、都市計画区域外、農業公共投資の対象となっているため第1種農地と判断しました。

は場整備事業を実施され公共投資の対象となっている第1種農地のため、総会 承認後は島根県農業会議の常設審議委員会の意見を求める予定としておりま す。悪質な転用の場合は、現況復旧を求められる場合がありますが、今回の場合はそれには該当しないのではないかと思われます。

事前の質問をいただいております。20 号、21 号について、太陽光パネルの耐用年数は何年ですか。耐用年数経過の処分方法を提示してください。

周辺住民への承認はえられましたが、周辺の範囲を説明してください。

パネルの反射の説明は、周りの方に行われましたか。というご質問です。

ご質問に対しまして、すべてではないかもしれませんが、手続きをされた行 政書士へお問い合わせいたしました。

まず、

この案件については農地法4条申請ということで、自己転用ということで、 自己転用、現在の土地所有者が申請され、責任を持って対応していただくこ とになります。

手続きを行っている行政書士を通じて確認しましたが、耐用年数、契約年数は 25 年です。その後の処分は太陽光発電設備が可能な限り使用し、処分については、申請者がリサイクル等の対応をされる予定です。

また、周囲には説明されているということと、反射光につきましても影響がないということで調べておられます。

太陽光の会社で調べられているということを行政書士の方からから確認いたしました。以上です。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

「20.21 号」につきまして、「11番 玉田委員 もしくは 串崎委員」補足説明がありましたらお願いします。

玉田委員

今の件につきましては3月の10日に事務局の方と現地の確認さしてもらいました。

事前説明の中にありますように私も、近隣の方のですね、いわゆる承諾というか話がついといるのかということが一番心配しておったわけでございますが、資料にもありますとおり住民の方へ事前に事業内容の説明をして、承諾終えています。

昔から知人も多いためということで、トラブルにならないように注意しますというように計画書に記載していらっしゃいましたので、これから大丈夫だろうということで、よろしいのではないかいうふうに思っておるところでございます。以上です。

議長

「22 号」につきまして「10番 宮﨑委員 もしくは 橋本委員」お願いします。

10番 宮崎委員

ただいま、事務局から説明された通りです。

ここは空き家バンクになっておりまして、この25~26歳の若い方が購入して入りたいという申請でございます。

若い方たちが 1 人でも旭に来てもらうと非常に嬉しいですので、皆さんもご協力よろしくお願いしたいと思います。以上です。

「23号」につきまして「13番 大﨑委員 もしくは 渡邉委員」お願いします。

13番 渡邉委員

事務局の説明とおりです。よろしくお願いいたします。

議長

事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

事務局

事前質問がありました。

「4条20.21号」につきまして、太陽光発電パネルの耐用年数は何年ですか。 耐用年数経過後の処分方法を提示してください。周辺住民への承諾を得た。周 辺の範囲の説明。パネルの反射の説明は行われましたか。というご質問です。

ご質問に対しまして、この案件は、4条申請ということで現在の土地使用者が申請、設置され、責任を持って対応していただくことになります。

手続きを行っていただいている行政書士を通じ確認しましたが、耐用年数・契約年数は25年、その後の処分は太陽光発電施設が使用可能かによります。

処分は申請者がリサイクル等の対応をされる予定です。

周囲へは説明されており、反射光も影響はないと伺っております。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。

2番 三浦委員

2番 三浦委員

質問は、第4条の20.21号の件ですけども、私が質問しましたのが周辺の範囲ということで、以前、地下水の関係で、説明が十分あったかないかという問題が生じた経緯があります。

周辺というのはどこまで了解をえられたかをお聞きしたかったのです。

回答で、処分の申請者がリサイクル等の対応をされる予定ですとありますが、今この太陽光パネルのリサイクルが大変問題になっています。

なかなか難しいということを聞いております。

これが現実的に25年後にそれまでに技術が開発されてもいいのですけども現実的にはなかなか難しい状況かなと思います。

それをどうクリアされるのか、耐用年数も含めて質問しました。

議長

今の再質問に対しまして、事務局の回答ございましたらお願いいたします。

事務局

事務局で聞いている範囲では、決まったものはないということでした。

最終的には周囲の方に迷惑がかからないというところで、折り合っていただけるのではないかというふうに思っております。

それから、リサイクルの問題についても、最終的には 4 条ですので、申請者の自己責任ではないかと思っております。以上です。

議長

2番 三浦委員

2番 三浦委員

公害というのがあります。一番多く出ているのは騒音が一番多いようです。 これは、やっぱり個人差がありまして「聞こえる聞こえない」「感じる感じな い」です。

これをパネルの反射のやっぱり気になる気にならないというのが、私がいる 弥栄では、風力発電施設があって音が「聞こえる聞こえない」「影が気になる気 にならない」というのがありますので説明を受けて承諾というのは、やはり先 ほど言いました地下水のことは自分もあとから気が付きましたように、この光 ということも、もう少し慎重に考えていただきたいと思います。

この方にしてみると、範囲だろうと思われるかもしれませんけど、やはり慎重にしていただきたいなと思います。

承諾を得たとありますので、そこまで無理強いはしませんけれども、こういうことが出た場合は、促していただけたらと思います。

議長

今の意見に対しまして、何かありましたらお願いいたします。

事務局

手続きをした行政書士、申請者に農業委員会として、意見があったということを伝えたいと思っております。以上です。

議長

2番 三浦委員よろしいですか。

2番 三浦委員

意見なし

議長

その他、皆さんがたの方からご意見ご質問ございませんでしょうか。

6番 領家推進委員

6番 領家委員

質問ではないのですが、一つ提案は、こうして太陽光、火電とか、いろいろできていますが、それに対して地元への恩恵が一つもないと思うのですが、自分たちが三隅の火電ができる時、浜田と合併するときに準備委員会を自治会で集まって立ちあげた。

その中で意見としてあったのは、地元に発電1キロワットに対して、1日1円でももらえるような方法を、そうすれば地元も納得がいくのではと思う。

具体例でいうと、福島の原発の問題で廃棄物をどうするという意見が出て、この前テレビで少し見たのは、廃棄物を東京へもってきて埋めようという話が出たときに、東京都民の方は反対をされました。恩恵を東京で受けても地元には何にも還元がない。これは問題だと思うので、検討するのは難しいかことかもしれませんが、そういうことをしていかないと公共事業なかなか成り立っていかないのではないかと、検討案として考えたいと思います。以上です。

議長

何か事務局の方でコメントございました。

事務局

ご意見としてお伺いと言うことで、地域への恩恵ということでございます。 当然、太陽光パネル、今後ほかにもいろいろ出るかもしれません。

そういったことで、環境も問題もありますので、我々、浜田市としても、カーボンニュートラル宣言とかしておる中で、いかに次世代につないでいくかというところを考えて取り組んでいるところでございます。

何とかその辺も皆さん市民の方へ恩恵がえられるように、少しでも貢献できるように取り組んでいければというふうに思います。以上です。

議長

その他ご意見ありませんか。

無いようですので、採決に入ります。

「第4条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員

~ 挙手、全委員 ~

議長

全員、挙手です。承認といたします。

議長

続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請は、3件です。 事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めてあります。

この「農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。

「37号」について説明します。

申請は、三隅町古市場の田、1 筆、912 m2です

申請地は農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、非FAT型低圧太陽光発電の新設で、工事期間は許可日~令和5年5月31日までです。

資金証明は、残高証明を提出されています。

なお、「申請に係る土地の代替性の検討」をされており、転用許可該当条項は 農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認め られない場合の許可できる基準に該当すると判断いたしました。

その他、詳細、転用によって生ずる付近への被害防止対策等については、「農 地転用事業計画書」「次第」をご覧ください。

「38号」について説明します。

申請は、三隅町井野の畑、2筆、164 m²です。

申請地は農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農業公共投資の対象となっていない農地であり、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、「太陽光発電設備への進入路及び資材置場」で、工事期間は許可日~令和5年8月31日までです。

この案件は、令和2年9月総会で太陽光発電設備を令和2年9月~令和3年5月末の工期で許可しておりますが、現地確認で状況を確認し、問い合わせたところ、コロナや資材不足の関係で完了していないとのことでした。

転用許可該当条項は、太陽光本体が許可されていることから、農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当すると判断いたしました。

資金証明は、前回の工事と一体として行うということで提出されていません。

なお「雨水は自然排水させるので周囲への影響はない。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。」と申請されていますが、西側に水田があるため、今後、太陽光発電の再開にあたって影響がないように手続きしている行政書士を通じて口頭で依頼しております。

「41号」について説明します。

申請は、「旭町丸原の畑、1筆、209 m²」です。

申請地は、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は「既に転用済みの農地を含めて宅地を拡張」で、昭和 36~52 年頃に所有者の父親(亡)が当該農地の一部を宅地に転用されており、転用許可該当条項は、転用許可該当条項は農地法第5条第2項(周辺の土地では転用目的を達成することが認められない中で、許可できる基準に該当する農地)に該当すると判断いたしました。

責任問題対処等は、次第のとおり許可申請書等に記載されています。

事前質問がありました。4条20.21号と同様のご質問です。

太陽光発電パネルの耐用年数は何年ですか。耐用年数経過後の処分方法を提示してください。周辺住民への承諾を得た。周辺の範囲の説明。パネルの反射の説明は行われましたか。というご質問です。

ご質問に対しまして、この案件は、4条申請ということで現在の土地使用者が申請、設置され、責任を持って対応していただくことになります。

手続きされた行政書士を通じて確認しましたが、耐用年数・契約年数は 25 年、その後の処分は太陽光発電施設が使用可能かによります。

処分は申請者がリサイクル等の対応をされる予定です。

周囲へは説明されており、反射光も影響はないと伺っております。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

「37 号」につきまして、「17 番-渡辺委員 もしくは岡田委員」補足説明がありましたらお願いします。

17番 渡辺委員

先日3月10日に現地を確認いたしました。

ここにもありますように心配しておりましたが、草刈等の管理をしていきたと、質問事前質問に関連ありますように、それに答えていただければ特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

「38号」につきまして、「5番 川本委員 もしくは 小川委員」お願いします。

5番 小川委員

3月10日に川本委員、自分と事務局で現地確認しました。

これは以前も出ておりますが、今後、この太陽光を設置するためには進入路が必要だという中で、ここが出てなかったということで、今回計画されているよろしくお願いいたします。

「41号」につきまして、「10番-宮﨑委員もしくは橋本委員」お願いします。

宮﨑委員

事務局から議第3号第4条の22号で説明があったとおり全く同じ場所です。前議案の譲受人で若い方が、購入されます。

ここは現在、畑よりは雑種地のようになっていますが、宅地を拡大したいという申請です。よろしくお願いします。以上です。

議長

事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

事務局

事前質問がありました。

4条20.21号と同様のご質問で、太陽光設置に対するご質問です。

ご質問に対しまして、5条は所有権移転しますので、太陽光業者の責任となります。

保証、電力会社との契約期間は、10年、25年、それ以上もありますが電力会社と契約することにより25年以上の契約等半永久的に使用することも可能とのことです。

耐用年数経過後の処分は、太陽光業者が責任を持って行われます。

また、周辺住民への説明は行っているとのことでした。

なお、周辺の土地所有者からは自分の土地にも設置できないかと相談がありますが、転用できない農地、日照、耕作継続、土地価格、反射光などにより設置できない場合が多々あるとのことでした。

太陽子パネルの反射光が影響を与えるのは、中高層のアパートなどが高い場所へは影響を与えることもありますが、今回の案件は影響ないとのことです。

また、反射光については事前に調査を行っており問題が発生しないようにしているとのことでした。

5条38号につきまして、航空写真の「三隅町井野ハ591番、ハ591番2」の位置は、図面・設計図では、この2筆の先に太陽光パネルを設置するように見えますというご質問です。

ご質問のとおり「ハ 591 番、ハ 591 番 2」は太陽光発電設備への進入路及び資材置場となっております。太陽光発電設備は、南側となります。

この太陽光設備本体は、令和2年9月総会で太陽光発電設備を許可しておりますが、コロナや資材不足とあわせ、進入路等が必要であることなどに伴い、現在設置はされておりません。

5条41号につきまして、農地転用事業計画書、申請地を選定した理由について、申請地の「旭町丸原913番4」の上には建物が建っており、現地写真によると建物が建っているのは「915-2、913-2」ではないかという質問です。

このご質問に対しまして、今回、5条申請をされているのは「旭町丸原 913番4」で一部建物が建っているため顛末書が提出されており、転用後は宅地とされます。なお、申請者は空き家バンクで住所を移され、必要な宅地等の土地を取得されます。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。

三浦委員

2番 三浦委員

第5条37号についてです。

先ほど第4条20号21号で同じになりますが、ここで大きな違いの回答がございました。

反射光については、事前に調査を行っており、問題が発生しないというよう にこの申請にはあります。

今後は、この第4条20号21号に対して審議されましたが、このように業者が、「事前調査」を行ってというところが、今後は大事になるかなと思いますので、是非こういう案件が出た場合は、義務化をしていただけたら、後々トラブルが発生しないのではないかなと思います。

ぜひ行政として指導をお願いしたいと思います。

議長

事務局、何かありましたらお願いします。

事務局

そのことは大切だと思います。事前調査して提出される業者さんもあります し、今後、県とも確認しながら、どのような形で指導していくかというところ を検討して、できるだけ口頭なり、文書なりで指導していきたいと思います。

議長

2番 三浦委員よろしいですか。

2番 三浦委員

はい

議長

その他ご意見ありませんか。

無いようですので、採決に入ります。

「第5条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員

~ 举手、全委員 ~

議長

挙手、全員ですので、承認といたします。

議長

続きまして、議第5号、転用統制外証明願(非農地証明願)は、2件です。 事務局から説明をお願いします。

事務局

非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、

農地法施行の昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により長期間放置(20年程度)し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付するものです。

「28号」について説明します。

申請は、旭町市木の田、1 筆、99 ㎡で、昭和 60 年頃より耕作放棄、現況山林となっていると申請されています。

申請地は農用地区域外、都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない第2種農地と判断しました。現地確認等から再生困難な農地として証明可能と判断いたしました。

「29号」について説明します。

申請は、三隅町向野田の畑、5 筆、484 ㎡で、昭和年月日不詳より耕作放棄、現況原野となっていると申請されています。

申請地は農用地区域外、都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない第2種農地と判断しました。現地確認等から再生困難な農地として証明可能と判断いたしました。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「28号」につきまして、「8番 青葉 もしくは岡本委員」お願いします。

8番 青葉委員

3月10日に現地確認をいたしました。ご覧の通り、原野としております。 承認の方よろしくお願いいたします。

議長

「29 号」につきまして、「11 番 玉田委員 もしくは 串崎委員」お願いします。

11番 玉田委員

3月10日に事務局の方と現地を確認いたしまして、事務局の方がおっしゃる通りでございますが、写真は草が生えておりますけど、農地パトロールをする時にはですね時々草を刈ってらっしゃってですね、非常に判断に困っておったとこですが、一体として農地以外というのが正しいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

事務局

事前質問はありませんでした。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。

委 員

なし

議長

無いようですので、採決に入ります。

「議第4号、転用統制外証明願(非農地証明願)について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員

~ 挙手、全委員 ~

全員、挙手です。承認といたします。

議長

その他、事務局からお願いします。

事務局

令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

国の通知等によりまして 3 月中に設定する必要がありますが、実績が出ていませんので仮の値ということで提示させていただきたいと思っております。

1. 農業委員会の状況等は、センサス等の数値に基づいて掲載しております。 耕地面積は、水田・畑とあわせては 2,360 km²となっております。

これに基づいて、今年度の集積をどのように算出していくかということを掲載しております。最適化活動の目標の元になるのが、浜田市の農業経営基盤強化促進法の基本構想で集積率 50%を基本といたしまして、昨年から 5 年間かけ、50%になるよう計画を策定する形になっていますが、高齢化等により目標を達成することは難しい状況です。この目標に向かって、少しでも利用権設定、中間管理機構等を通じた担い手への集積により、集積率を上げるようにと定めてあります。現状は、令和 4 年度以前の集積率が結局上がっていないため、今後の集積面積が多くなっているのが現状というところをご覧いただければと思います。

遊休農地の解消についてですが、変更になるかもしれませんが、皆さんに農地パトロールしていただいた中の遊休農地の状況です。確定ではありませんが、去年と比較しますと 1 号緑が 87ha から 74ha、1 号黄が 36ha から 49ha と荒廃が進んでいる実態があるかと思われます。

新規参入についてですが、これは参入者を増やすようしなければなりませんが令和 4 年度実績については、支援センターに確認する必要があるので数値は同様に定まっておりません。

次に推進委員等が最適化活動を行う日数の目標は、委員さん 1 人当たり月 10日と定めており、目標に向かって活動いただきたいと思います。活動強化月間は昨年と同様に、活動いただきたいと思っております。

次に、新規参入相談会の参加目標につきましては、去年は金城のさざんか祭りで、アンケートの実施、ビデオ上映、相談コーナー設置等を行いました。

支援センター一緒に、他の産業祭り等の会場にも参加させていただき、新規 参入・就農相談を行えればと思っております。

続きまして、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきまして説明します。

この指針は、最適化活動の目標の設定と同様で仮の数値ですが、県と調整しながら、総会へ提出したいと思っております。

お配りさせていただいた目標は、仮の数値ですがご了承いただければと思います。

続きまして、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積に関する規程について説明します。農地法3条許可申請の下限面積がなくなるということで、 廃止する手続きをしております。

(令和5年度施政方針(抜粋)と情報提供について説明)

議長

皆さんの方からご意見なり、ご質問ございませんでしょうか。 ないようですので、以上で第26回の総会を終わらせていただきます。